

# 豊田 法人会 だより

法人会  
消費税期限内納付

推進運動

省資源・環境保護に努めましょう！

○この冊子は再生紙を使用しています。○ホッチキスは不燃物のため、製本に使用していません。



親しまれる

文化財

六鹿邸

むしかでい

〈10ページで紹介〉

# 税に強くなろう。 私たちは、 法人会です。

## 豊田法人会は 公益社団法人に なりました。

豊田法人会は、昭和26年4月創立、昭和51年5月に社団法人となり、平成25年3月21日付けで愛知県知事から公益社団法人として認定され、同年4月1日の移行登記により、新たに公益社団法人豊田法人会としてスタートいたしました。

豊田法人会は、60年余の活動の歴史と伝統の誇りを大切に、今後とも税や地域の活性化に寄与する公益事業活動に積極的に取り組んでまいります。

### 公益社団法人の特徴

- 法人会の事業活動に、会員以外の方の参加の機会が増えたこと。
- 税や社会貢献などの公益目的事業を主たる活動とすること。
- 事業運営の透明性の確保がより求められること。
- 会員に賛助会員の区分ができること。

※旧準会員の内、「支店、工場、営業所等」については、賛助会員となり総会での議決権の行使はできなくなります。

公益社団法人  
豊田法人会  
<http://www.toyotahojinkai.or.jp>



法人会

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

詳しくはWEBへ [法人会](#) [総会](#)

## 目次 CONTENTS

年頭ご挨拶	1
確定申告のお知らせ	4
納税表彰	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	8
支部紹介(高岡支部)	10

豊田消防本部からのお知らせ	12
豊田警察署からのお知らせ	13
暮らしのお役立ち情報	14
消費税法改正等のお知らせ	16
愛知県からのお知らせ(県税還付業務)	18
調査部所管法人合同税務研修会	19
行事予定／新会員の紹介	20

# ご挨拶

## 年頭の



公益社団法人  
豊田法人会  
会長  
小平信因

平成26年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申しあげます。旧年中は、税務ご当局の皆様ならびに会員の皆様には、格別のご支援とご協力を賜り、心より御礼申しあげます。

昨年の世界経済を振り返りますと、世界の景気は、全体として弱い回復が続いているものの、米国では雇用情勢の改善を背景に景気が緩やかに回復傾向にあり、中国でも輸出などに牽引される形で拡大テンポが安定化してきているなど、一部に底堅さも見られています。一方、日本経済につきましては、景気は、緩やかに回復しつつあるなか、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けた各種政策効果が発現することで、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されます。中部圏の経済についても、堅調な内外需要や各種政策効果を背景に、景気は緩やかに回復しており、日本のモノづくりの中心にある中部圏から、日本経済ならびに世界経済の回復に貢献していきたいと思います。

さて、昨年の豊田法人会の活動について振り返りますと、まず、昨年4月に「公益社団法人豊田法人会」として、新たな第一歩を踏み出しました。そして、当法人会の60余年の活動の歴史と伝統を活かしながら、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指すとともに、その組織力を活かして地域社会へ貢献していくことを活動の柱として、さまざまな活動を実施してまいりました。

まず、会員の皆様の自己啓発を支援するための各種研修活動を開催いたしました。なかでも税務研修会におきましては、豊田税務署のご支援や東海税理士会のご協力をいただき、税務会計講座、法人税セミナー、資産税セミナーを実施いたしました。また、岡崎法人会と合同開催した「調査部所管法人税務研修会」は、名古屋国税局の朝倉調査部次長を講師にお迎えし、「ひとつまぶしと税金」と題してお話し頂くなど、大変有意義なものとなりました。また、女性部会では、豊田税務署の山田署長をお迎えし、「相続税」

についてのご講義をいたいたり、青年部会では、「ソーシャルメディアの活用や今後のビジネス」についての講演会を実施するなど、税務分野の知識向上とともに、さまざまな分野の見識を広げる研修活動が実施できたと聞いております。

社会貢献活動では、小原「四季桜まつり」や、ふるさとふれあいウォーキング「歩かまい稻武」に協賛し、地域産業・観光の活性化支援を行うとともに、豊田科学技術教育振興会が主催する「豊田市創意工夫展」にて優秀な作品に「豊田法人会会長賞」を贈呈するなど、地域に根ざしたさまざまな活動に積極的に参加することができました。

税制委員会では、「平成26年度税制改正に関する提言」を、衆議院議員の古本伸一郎殿、八木哲也殿をはじめ、豊田市長殿、豊田市議会議長殿、ならびに、みよし市長殿、みよし市議会議長殿に直接お渡しし、法人会の税制改正に関する要望活動を積極的に行いました。会員の皆様のご意見・ご要望を反映しながら、社会保障と税の一体改革における、給付の重点化・効率化と負担の公平化・適正化に向けた社会保障制度のあり方や、消費税率引き上げに際しての環境整備を要望いたしました。さらには、経済活性化のための法人税率の引き下げや、中小企業の活性化に資する中小企業投資促進税制の拡充を要望するなど、経済・社会の構造変化への対応に配慮した提言を行いました。

このような活動を実施できましたのも、税務ご当局の皆様の格別なご指導、ならびに会員の皆様のご協力の賜物であると思っております。本年も引き続き、「正しい税知識の普及と経営の力を養うことにより、企業の健全な繁栄に寄与するとともに、地域社会の発展に貢献する」という基本理念に基づいたさまざまな活動を展開するとともに、公益社団法人として、公益性と透明性を高めるために、さらなる研鑽と努力を積み重ねてまいる所存でございますので、会員の皆様には、法人会活動への一層のご理解と積極的なご参加をお願い申しあげます。

また、税務ご当局の皆様におかれましては、昨年同様、格別のご支援とご指導を賜りますよう、お願い申しあげます。

誠に簡単ではございますが、皆様のますますのご健勝とご隆盛を心よりお祈り申しあげて、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

# ご挨拶

## 年頭の



名古屋国税局  
課税第二部  
部長  
松山清人

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人豊田法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出環境の改善に伴う業績の回復などから景気は緩やかに回復しつつあります。

また、経済以外の面に目を向けましても、富士山の世界文化遺産への登録や2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催の決定など、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率を8%に引き上げることとされております。

国税当局といたしましては、納税者の皆様が消費税法の改正内容を十分に理解し、自ら適正な申告と納税を行っていただけるよう、広報・相談・指導に取り組んでいるところであります。また、各税務署に改正消費税法に関する相談窓口を設け改正内容の相談・指導にあたるとともに、転嫁や価格表示に関する相談についても、適切に対応するなど関係省庁等と連携して取り組んでおります。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様には、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

これらの変化に対して、国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、実地調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

公益財団法人全国法人会総連合におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を本年4月から開始する予定と伺っております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、当局としましても貴法人会とともにこの取組を推進していくこととしておりますのでよろしくお願いいたします。

また、e-Taxにつきましては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するとともに、税務行政の効率化にも資するものであることから、更なる普及・拡大に取り組んでいるところであります。

貴法人会におかれましては、e-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいており厚く御礼を申し上げます。引き続き、御理解・御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人豊田法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

# ご挨拶

## 年頭の



豊田税務署  
署長  
山田鉱治

平成26年の新年を迎え、公益社団法人豊田法人会会員の皆様方に謹んで新春のお喜びを申し上げます。

会員の皆様方には、日頃から税務行政につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の7月に豊田税務署長に着任して以来、早いもので半年が経ちましたが、この間、役員の皆様方をはじめ多くの会員の皆様方にお会いする機会に恵まれ、活発で充実した会活動を拝見させていただきました。皆様の会活動に対する並々ならぬ御熱意と御努力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、各支部、各部会の税務研修会をはじめ、9月に行われた豊田産業フェスタでは、女性部会が「呈茶会」、青年部会が「税金クイズ」をそれぞれ開催するなど、社会貢献活動並びに正しい税知識の普及及び納税道義の高揚に積極的に取り組まれており、今後も引き続き魅力ある法人会活動を開催されることを御期待申し上げます。

ところで、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率を8%に引き上げることとされております。当署といたしましては、改正消費税法に関する相談窓口を設け、消費税率に関する経過措置をはじめとした改正内容について、きめ細かな広報や相談等に努めますとともに、消費税相当額の転嫁や価格表示、納税に関する相談についても適切に対応できるよう取り組んでまいります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化・ICT化に伴い

社会経済が急激に変化し、厳しさを増しております。このような状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、引き続き納税者サービスの一層の向上に努めるとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した効果的かつ効率的な事務運営により、国民の皆様の負託に応える税務行政を進めてまいりたいと考えております。

このような考えの下、国税庁では申告に必要な情報や手段を幅広く提供するため、国税庁ホームページの充実を図るとともに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)につきましては、オンラインの利用率に加え、納税者の皆様方の利便性の向上と行政の一層の効率化を取り入れた、国税庁が策定した「業務プロセス改革計画」に基づき、引き続き一層の普及・定着に向けて取り組んでいるところです。

特にe-Taxの普及・定着につきましては、貴会の会員企業を中心に、導入の趣旨や利便を早くから御理解をいただき、率先して御利用いただいているほか、その普及活動におきましても多大なる御協力をいただきしております。改めまして深く感謝申し上げます。

間もなく平成25年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。所得税等の確定申告書等につきましては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成することができ、期間中は24時間いつでもe-Taxにより送信することができます。また、確定申告書等を印刷して、書面により郵送等で提出することもできますので、確定申告をされる社員の皆様に対しまして、是非、「確定申告書等作成コーナー」の利用、更にはe-Taxの利用を呼びかけていただきますようお願い申し上げますとともに、従来にも増してe-Taxの普及・定着に御理解、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人豊田法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

# 確定申告



申告書の作成は  
国税庁ホームページが  
おすすめ

確定申告

検索



Step1 国税庁ホームページで申告書を作成



ネットを使って  
e-Taxへ送信

パソコン + 電子証明書 + ICカードリーダライタ  
を準備してネットで申告

e-Taxのメリット  
○24時間受付  
○添付書類の提出省略  
○還付がスピーディー

印刷して送付



所得税および復興特別所得税  
贈与税

消費税および地方消費税  
(個人事業者)

申告と納税

3月17日(月)まで 3月31日(月)まで

所得税および復興特別所得税の確定申告の窓口での相談・申告書の受付は、2月17日(月)からです。

平日(月~金)以外でも、一部の税務署では2月23日(日)と3月2日(日)に限り、日曜日も確定申告の相談・申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお尋ねください。※通常土・日・祝日等は閉庁しております。

振替納税をご利用の方

振替日

所得税および復興特別所得税

消費税および地方消費税(個人事業者)

4月22日(火)

4月24日(木)

# 平成25年分 確定申告会場別日程表

月 日	1月				2月												3月										
	27～31 月～金	1 月～土	2 日	3～7 月～金	10 月	11 水	12 木	13 金	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	29 金	30 日	31 月～金	1 月～金
会 場																											
① 申告会場	豊田市福祉センター				□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	みよし市役所								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	豊田税務署 (5F共用大会議室)	□		□																							
② 無料税務相談所等	高橋コミュニティセンター (第1・2研修室)							○	○																		
	井郷交流館 (大会議室)							○	○																		
	高岡コミュニティセンター (ふれあいホール)									○	○																
	上郷交流館 (ふれあいホール)										○	○															
	藤岡交流館 (集会室)										○	○	○														
	足助支所 (第2・3会議室)													○	○	○											
	小原交流館 (ふれあいホール)							○	○																		
	稻武支所 (2階会議室)									○	☆																
	旭支所 (第1会議室)																☆	☆									
	下山基幹集落センター (多目的ホール)																		☆	☆							
説明会	みよし市役所								○																		
	豊田市福祉センター (小ホール)	年 医	年 医																								

※申告会場等（①・②）の開設時間は次のとおりです。

- = 紹介所得者・年金所得者等の還付申告 <開設時間 9:00～17:00>
  - = 所得税・消費税・譲渡所得・贈与税の申告 <開設時間 9:00～17:00>
  - ☆ = 所得税の申告 <開設時間 9:30～16:00 (12:00～13:00を除く)>
- ☆は豊田市職員のみの出張相談

※申告会場等（①・②・説明会）では、ご自身で確定申告書を作成していただきます。

ご不明な点につきましては、職員や税理士がアドバイスさせていただきます。

なお、2月10日（月）から3月17日（月）までの間、豊田税務署内においては確定申告に係る作成指導は行っておりませんのでご了承ください。

各会場とも混雑状況によって、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。  
また豊田市福祉センターについては、2月23日（日）・3月2日（日）も開設しています。

※説明会の受付時間等は次のとおりです。（東海税理士会豊田支部主催）

- 年 = 年金受給者説明会 <受付時間 9:00～ 9:30 開催時間 9:30～12:00>
- 医 = 医療費控除説明会 <受付時間 13:00～ 13:30 開催時間 13:30～16:00>

# 豊田法人会の会員が 次のように 表彰されました。

平成25年度納税表彰  
平成25年11月13日(水)  
於名鉄トヨタホテル

## 豊田税務署長表彰

受彰者 (50音順・敬称略)

常任理事

宇井 武夫  
(株)三豊化工

常任理事

小松 正伸  
(株)小松



## 豊田税務署管内税務協議会長表彰

受彰者  
(50音順・敬称略)

副会長  
上田 建仁  
(株)大豊工業

常任理事  
中根 真治  
(株)大正屋

常任理事  
村上 雅則  
(株)村上製作所



# 青年部会

活動  
報告

私たち青年部会は「税法、経理、経営」の相互研究や会員相互の啓発・親睦を目的としています。

次代を担う若手経営者の方、中堅幹部社員のみなさん、我々と共に新しい未来に向け研鑽していきましょう。

## 新入会員 募集中!

●詳しくは豊田法人会事務局まで。

《年会費》3,000円

《入会条件》

豊田法人会員の法人に属した50歳以下の人

## 税務署長を囲む会

平成25年11月27日(水)

豊田商工会議所2F

豊田税務署長／山田鉱治様を講師にお迎えした税務研修会と情報交換会を開催しました。

また、会には豊田税務署法人課税第一部門統括官の長手様、担当副会長の小島洋一郎様にもご出席いただき、有意義な会となりました。



## 視察研修

平成25年12月6日(金)～7日(土)

神戸医療産業都市

今回の視察研修では神戸医療産業都市を視察にいきました。

はじめに、神戸医療産業都市の概要とビジネス環境の説明をうけた後、医療機器開発施設等やスーパーコンピュータ「京」を見学、また、どのように役立っているかを知ることができ、勉強となる視察研修となりました。



# 女性部会

活動  
報告



花水木  
女性部会の花

## 研修旅行 平成25年10月22日、23日

### 研修旅行に参加して

今年の気候は新記録ばかり、10月中過ぎなのに紅葉の便りもまだの様子。

世界遺産の富士山と三保の松原、そして資生堂研修センターへの研修旅行、期待は一杯でもお天気が…歴史を語り自分がタイムスリップする資生堂研修センター、三保の松原は台風の影響で風と白波、富士山は恥ずかしがって雲の中、明日に期待いたしましょう。

今日は晴れるかな、駄目だ一空から小雨、富士山山道はガスで視界は5m余、名鉄観光の運転手さんの素晴らしい運転に惚れ惚れ、久しぶりの5合目でも飛び交う言葉は???世界遺産の証拠かな?お天気で旅行の80%は決まるとか。なるほど、なるほど 神谷満佐枝



## 税務署長を囲む会 平成25年11月11日

### 税務署長を囲む会に参加して

11月11日、豊田税務署長／山田鉱治様、法人課税第一部門統括官／長手哲也様をお迎えして囲む会が開催されました。署長様より「贈与税と上手につき合おう」について、解りやすく身近な問題を例に挙げてご講義をして頂きました。贈与税については課税されるものや、

非課税になるものなどがあり、奥が深いなと感じました。参加者も真剣に聞き入って、疑問点など質問も多く時間が足りない程でした。税金に関して知らないことが多くあり、これからも講演会や講義などに参加して、学んでいきたいと思います。 太田 典子

このマークは、女性部会の8ブロックの強い絆を表現しています。

## シンボルマーク

Women's Idea and Activities  
女性 理念 活動

(公社)豊田法人会女性部会

# 愛知県法人会女性部会連絡協議会 情報交換会 平成25年11月26日

## 情報交換会に参加して

平成25年11月26日、参加者151名ホテルキャッスルプラザにて行われました。

4月に愛知県で行われた全国女性フォーラムで紹介されたものを中心に4つの部会から発表がありました。

中川法人会の、七夕『おり姫コンサート』は、病院の患者さん等を対象にコンサートを行っています。実現するまでの苦労が患者さん達の笑顔とねぎらいの言葉で、疲れも吹き飛びましたとのお話がありました。

講演会は、整膚学博士の川口由倫先生から、『健康と美と癒し』という課題で「肌つまみ」実技指導で～からだの中からきれいになりましょう～を体験し、血流アップで、ハリ、ツヤが蘇るとのお話には会場全員が熱心に聞き入っていました。先生のお話の『実感マイナス5歳』は無理にしても、挑戦してみたいと思いました。

堀 ミユキ



愛知県法人会女性部会連絡協議会 会長／鈴口かずよ



整膚学博士 川口由倫 氏



発表会  
租税教室の様子

## ふれあい メッセージ



永野千枝子

## 松平に来てから30年

私は豊田市(松平)に来て30年になります。

随分変わりました。その頃は五ヶ丘団地・松平団地などはまだ無く、山の中の集落「田舎」と言うような所でした。古川松平(301号線)、車1台しか通れない港橋など、巴川にかかる橋は2～3本です。巴川沿いにはさくらの木があり、春になると花がきれいに咲き、夜はライトアップされ、あまりの見事さで車の渋滞、脇見運転で追突事故がよくありました。

年月が経つうちに開発が行われて、松平団地の造成が始まりました。丁度、会社の正面なので毎日様子が見れました。「すごい」としか言いようが無かったです。今は巴川沿いも整備され、橋も新しく立て替えられて、特に新港橋は毎年お盆に「金魚花火」が行われて、にぎわっています。又、松平インターも出来て、来年には第二東名も接続し随分と交通の便が良くなりました。30年前には考えられなかたです。少し奥になりますが松平東照宮、高月院、天下祭(はだかまつり)などもあり、私も何度か行った事がありますが、緑が多くてとってもよい所です。行ってみてはいかがですか?

# 高岡支部紹介



支部長  
春日井伸寿  
三栄工業(株)

## 支部の紹介

豊田法人会高岡支部は会員は320名です。

主な活動として年3回の支部委員会、年1回の研修会及び視察研修、年度末には支部大会を開催しております。

昨年は岐阜県の未来工業(株)を視察し、発想豊かな企業人を目指し、変わりつづけて行くこと、「常に考えること」を習慣とすることの大切さを学びました。また、地元ボランティア団体への支援を通じ、地域への貢献もしております。

当支部はこの高岡地区的自然を慈しみ、人々を支える習慣や伝統を重んじ、法人会活動を通じて地域に貢献して参ります。

今後も、皆様のお役に立つ研修の場を設け、地域と共に法人会活動を推進して参りますので、高岡支部をよろしくお願い申し上げます。

《表紙の写真》

## 六鹿(むしか)会館



### 四季を通じて 親しまれる 文化財

六鹿会館の中心施設となっている六鹿邸は、明治45年に六鹿清七(むしかせいしち)によって建てられた木造瓦葺の有形文化財です。純日本的な文化施設として周辺の景観整備も行われ、日本の四季を楽しむことができます。

【所在地】豊田市高岡町長根51番地(高岡コミュニティセンター隣接)

【休館日】毎週月曜日(祝日および振替休日は除く)

12月28日から翌年1月4日まで

【利用時間】一般見学 午前9時から午後5時まで

集会所利用 午前9時から午後9時まで

《支部の活動》

## 研修会



昨年11月29日に高岡コミュニティセンターにて、講師をお招きし、「法人税等の誤りやすい事例について」と「メンタルヘルス対策セミナー」をテーマに研修会を行いました。

《高岡地区の紹介》

## 高岡ふれあいバス



昨年12月18日より、前林中学校の生徒がデザインした新しい高岡ふれあいバスが運行を始めました。このバスは若林交流館から、みよし市明知下公民館の間を走っています。

## 金山揚水



逢妻男川と逢妻女川が合流して逢妻川となる知立市との市境に、題額やレンガ組みの美しい導水管などが残っています。愛知用水を使うようになるまでの60年間、地域の土地を潤し、人々の生活を支えました。

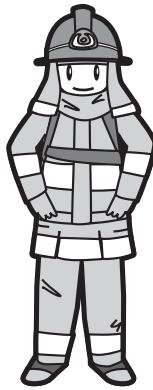


## 高美町 桜並木



高美団地に植えられた150本の桜は、春になると一斉に色づき、名鉄三河線の車窓からも見事な景観を楽しむことができます。

地域住民による「高美町桜並木保存会」の活動は、昨年4月に「さくら功労者」を受賞しました。



豊田市消防本部からの  
お知らせ

# 自分の命は 自分で守ろう!

豊田市消防本部予防課予防担当  
TEL 0565-35-9704  
FAX 0565-35-9719



## そのために次のことを確認しよう!

平成13年9月に発生した東京都新宿区歌舞伎町ビル火災をはじめ、「4つ」の現象が多くの犠牲者を出す大惨事を引き起こしています。火災から命を守るためにビル等では「3つ」のことを確認しましょう。

### 大惨事を招く「4つ」の現象

現象1

#### 防火戸の閉鎖障害

放置された物品が邪魔で防火戸が閉鎖できなかった。



現象2

#### 煙の充満

窓が少なく密室状態であったため、煙が急速に充満した。



現象3

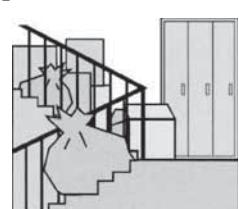
#### 屋内階段が1本

屋内階段が1本で階段の出火のため、逃げ道がなかった。

現象4

#### 階段室への多量の 物品の存置

多くの物品が置かれた階段室から出火した。



### ☆自分の命を守るために! 命を守る「3つ」の確認

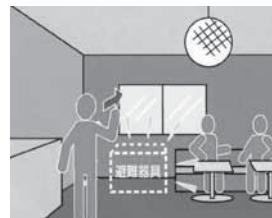
#### 1 お店に入る前に…

非常口の位置と階段の物品放置の状況確認



#### 2 お店に入ったら…

出入口以外の逃げ道(窓、避難器具等)を確認



#### 3 もしも火災にあったら!!

- 「火事だ!!」と大声で知らせる。
- 逃げるときは濡らしたハンカチやタオルを鼻と口にあてます。
- できるだけ低い姿勢で、床スレスレのところに残っている空気を吸うようにします。



イラストは「総務省消防庁・違反は正HPより出典」



豊田警察署からの  
お知らせ

# ご存知ですか？

身近な犯罪を知り、  
被害に遭う前に防犯対策を！

## Twitter (ツイッター)



愛知県警察本部生活安全部からの情報を見ることができます。  
平成25年10月1日、Twitter(ツイッター)の運用を開始しました。  
是非フォロー(登録)してください。

- 防犯対策、振り込め詐欺等発生情報及びその対策
- 各種イベント案内情報
- 事件事故等に対する注意喚起 など



プロフィール画像

ツイッター 愛知県警察あんあん情報



名称:愛知県警察あんあん情報(公式)  
アカウント名:@AP\_seian

愛知県警察ホームページ内に、当アカウントの運用ポリシーを掲出しています。  
ご利用前に必ず確認してください。

すぐメール

従業員・地域の皆さんで  
回覧してください。

企業・自治区等団体向けの情報配信です。

豊田警察署から、「速報とよけい」「防犯とよた」により、豊田署管内のタイムリーな犯罪発生状況、防犯対策を配信中です。  
希望する警察署を選択し、受信できます。ここにアクセスして登録してください。

<https://service.sugumail.com/aichipolice/member/>

## パトネットあいち

個人向けの情報配信です。Eメール等携帯電話のメールでの受信が可能です。  
各警察署から、「不審者情報」「身近な犯罪発生情報」をタイムリーに配信中です。  
希望する警察署を選択し、受信できます。ここにアクセスして登録してください。

携帯電話用サイト

モバイル愛知県警

<http://www.pref.aichi.jp/police/mobile/>

または

愛知県警ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/police/>



QRコード



犯行を目撃したときはすぐに110番してください。その他、犯行に関する情報は最寄りの警察署にご連絡ください。

若手人気ガーデナー

天野麻里絵さんに聞く

# 憧れのバラ庭づくり Q&A

バラは樹形と植えたい場所で選ぶ

**Q1** バラ苗選びの基本を教えてください。  
品種が多く、どれも素敵で目移りしがち。

**A** バラは花姿ではなく樹形で選ぶのが正解です。

これからの季節、ガーデニングショップの店先には多くの品種のバラ苗が並びます。どの苗も枝だけで同じように見えるせいか、花の色や形など、バラの花姿の好みだけで選びがちです。でも、バラだけでなく草花などさまざまな植物を楽しむガーデンでは、バラも庭の景色の一つとしてとらえたいものです。バラ苗は庭全体に調する枝姿＝樹形で選ぶのがコツです。

## バラの樹形は3タイプ

### ●木立性(ブッシュ)

株が直立するタイプ。「ハイブリット・ティ」(大輪四季咲きのバラの系統)、「フロリバンダ」(中輪房咲きのバラの系統)に代表される。ほとんどが樹高1m50cm~2mだが、樹高1mほどのコンパクトなタイプならコンテナや鉢で楽しむこともできる。

### ●つる性(クライミング、ランブラー)

一般につるバラのことで、株元からシート(新しい枝)がつるのよう

に伸び、いったん上方に枝を伸ばしてから枝先をアーチ状に曲げる。性質は非常に強健で、花は大輪から小輪まで。多くが一季咲き。つるの伸び方によって株元から枝が立ち上がって先端が垂れるタイプを「クライミング」、地面を這うように伸びるタイプを「ランブラー」と呼ぶ。

### ●半つる性(シュラブ)

木立性とつる性の中間の性質をもつタイプ。花つきがよく強健で、クライミング・ローズほど枝が伸びないため庭の中でも扱いやすく、壁面や窓まわりに向く。昨今人気の高い「オールド・ローズ」「イングリッシュ・ローズ」は主にこのタイプ。



木立性とつる性、半つる性のバラをバランスよく配置すれば、庭のシーン全体が華やかにつるバラの"ロココ"(淡ピンク)、半つる性のイングリッシュ・ローズ"テス・オブ・ザ・ダーバーフェルズ"(濃赤)を後方のフェンスに誘引し、手前に木立性の"ベンジャミン・ブリテン"(赤)、"ブルー・フォー・ユー"(パープル)を組み合わせる。

Q2

## 長く楽しむための場所選びのコツは? 庭の印象を大きく左右するバラ。

A 植えたい場所によって花の咲き方も選びましょう。

バラは落葉樹で、一度育てはじめると草花以上に長くつきあう植物です。気に入った品種を見つけたら、庭のどんなシーンで育てて楽しみたいか、場所を選ぶことが大切です。

第一に、バラが好むのは日当たりがよく風通しのよい環境です。またバラには春から秋にかけて繰り返し咲く「四季咲き」、春に1回のみ咲く

「一季咲き」、春の開花後、別のシーズンにも咲く「返り咲き」など、花の咲き方にも違いがあります。育てたい場所によって花の咲き方を選ぶと楽しみが倍増します。

たとえば1日5時間以上日が当たる場所なら、花弁数が多く春から秋にかけて何度も繰り返しよく咲く「四季咲き」のバラを。午前中に日の当たる東側の小径にはアーチを

設置し、複数の品種の花が次々と咲き乱れるシーンを楽しむのもいいでしょう。門まわりなど人の目がつきやすいコーナーには「繰り返し咲き」、草花と組み合わせて庭の背景としてバラを配置する場合は「一季咲き」など、シーンに合わせて選ぶのがコツです。



日当たり、風通しのよい場所は一面のローズガーデンに  
1日5時間以上日の当たる風通しのよい場所はバラがもっとも好む  
場所。バラを中心としたガーデンづくりにも最適。一般的に花弁数  
が多く繰り返しよく咲く品種ほど日当たりが必要。



南の花壇は草花との混植で華やかに  
長く花を楽しみたい、人目につきやすい場所では、繰り返し咲く「四季咲き」の品種がおすすめ。また草花との混植では、バラの株まわり  
はコンパクトな草花を選び、バラの成長を妨げないようにしたい。



〈資料提供〉

Profile

天野麻里絵 (あまの・まりえ)

愛知県豊田市の『ガーデンミュージアム花遊庭』ガーデナー。植栽・メンテナンス担当。東京農業大学地域環境科学部造園科学科卒業。テレビ・雑誌等メディアでも活躍中。

(書籍紹介)

天野麻里絵さんが執筆された講談社発行の  
『決定版 自分でつくるおしゃれで小さな庭』  
好評につき第7刷が発行

# 消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月  
国 税 庁

## I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

### 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

### 消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

### 消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

### 3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

#### ○ 制度の概要

その事業年度の基準期間<sup>(注)</sup>がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えてのこと。

#### ○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

### 4 任意の中間申告制度の創設

#### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間<sup>(注1)</sup>から、自主的に中間申告・納付<sup>(注2)</sup>することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

#### ○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

#### 留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。  
※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。  
※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

### 5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

※詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。

# 愛知県からの お知らせ

## 県税還付業務体制が 変わりました！

平成26年1月から

愛知県の**県税還付業務体制**が変わりました。

日頃から本県の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、県内10か所の県税事務所で行っておりました\***県税還付業務**について、  
**平成26年1月1日**から**名古屋東部県事務所**に**集約**しました。

つきましては、県税還付金についてのお問い合わせは、名古屋東部県税事務所までお  
願い申し上げます。

なお、変更となりました**業務体制**は次のとおりです。

\*県税還付金関係書類の  
発送業務、還付譲渡の  
受付審査業務など

平成25年12月まで



県税還付金  
振込先の  
確認など

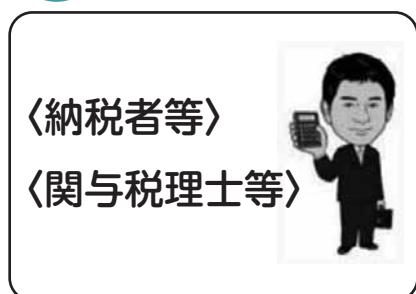
県内の県税事務所

管轄県税から  
県税還付金関係  
書類を発送

**納税者等**

変更

平成26年1月以降



\*  
県税還付金  
振込先の  
確認など

県内の  
県税事務所

名古屋東部  
県税事務所  
収納管理課

名古屋東部  
県税から  
県税還付金  
関係書類を  
発送

**納税者等**

\*県税還付金の振込先を確認させていただく場合に、管轄の県税事務所だけでなく名古屋東部県税事務所からも行うことがあります。

**【お問い合わせ先】**

**名古屋東部県税事務所収納管理課**

〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9  
(スカイオアシス栄内)

電話番号／052-953-7799

豊田・岡崎法人会

平成25年11月6日(火)

# 調査部所管法人合同 税務研修会

名鉄トヨタホテル7階「金扇の間」

「研修会・講演会」14:00~17:10

「懇親会」 17:15~18:30

## 【講演会】

演題 「ひつまぶしと税金」

講師 名古屋国税局調査部 次長

朝倉 修 様



国税局 朝倉次長

## 【研修会】

テーマ 「消費税申告のチェックポイント」

名古屋国税局調査部調査審理課 課長補佐

木下 篤 様



国税局 木下課長補佐

テーマ 「誤りやすい源泉所得税の取り扱い」

豊田税務署法人課税第一部門 統括国税調査官

長手 哲也 様



豊田税務署 長手統括官

## 【来賓】

豊田税務署 署長

山田 鉱治 様

岡崎税務署 署長

森永 良雄 様

岡崎税務署法人課税第一部門 統括国税調査官

林 文典 様

公務ご多用の中、名古屋国税局より調査部次長 朝倉修様、調査部調査審理課 課長補佐 木下篤様、豊田税務署より法人課税第一部門統括国税調査官 長手哲也様を講師にお招きして、調査部所管法人合同税務研修会を開催しました。

最初に、名古屋国税局調査部次長 朝倉修様より「ひつまぶしと税金」と題して、我国の歳入状況や大企業における税務コンプライアンスの維持・向上の重要性についてわかりやすく説明して頂きました。次に、調査審理課課長補佐 木下篤様より「消費税申告のチェックポイント」と題して、図解を交え留意点や誤りやすい事例などについてご説明して頂きました。

そして最後に、法人課税第一部門統括官 長手哲也様より「誤りやすい源泉所得税の取り扱い」と題して、具体的な事例をあげて解説して頂きました。

研修会後の懇親会も多くの方々にご参加いただき、活発にお話をすすめました。

## 行事予定|平成26年2月～年5月

(平成25年12月末現在)

日 時		行 事 (会 議)	開催場所
2月	1 土		
	3 月		法人会だより第119号発刊予定日
	7 金	13:30	小原支部・視察研修会
	10 月	15:00	高岡支部委員会
	10 月	14:00	「法人会だから…」キャンペーン祝賀会
	12 水	12:00	税務会計講座
	12 水	14:00	県連・事業委員会
	13 木	14:00	法人税セミナー(初級)
	14 金	14:00	法人税セミナー(上級)
	14 金	15:00	業種別(建設業部会)税務研修会
	17 月	12:00	青年部会・正副部会長会議
	18 火	15:30	県連・厚生委員会
	19 水	14:00	県連・調査部所管法人講演会
	21 金	12:00	業種別(鉄工部会)税務研修会
	24 月	14:00	県連・税制委員会
	26 水	12:00	女性部会・理事会
	27 木	14:00	県連・広報委員会
	28 金	12:00	業種別(自動車部会)税務研修会
			県連・総務委員会
3月	3 月	12:00	県連・組織委員会
	3 月	14:00	広報委員会(第7回)
	4 火	13:30	東海法人会連合会大会
	5 水	14:00	税制委員会(第2回)
	7 金	14:00	総務委員会(第5回)
	11 火	14:00	厚生委員会(第4回)
	11 火	12:00	豊南支部大会&講演会
	11 火	13:30	県連・専務理事会議
	13 木	14:00	組織委員会兼支部長会議(第5回)
	17 月	14:00	事業委員会(第4回)
	18 火	17:00	みよし支部大会
	19 水	14:00	理事会(第4回)
	20 木	13:30	高岡支部大会
	20 木	13:30	東海青連協・常任理事会
	20 木	15:00	青連協・常任理事会
	28 金	15:00	青年部会・正副部会長会議
4月	8 火	15:15	青年部会・会計監査
	8 火	16:00	青年部会・理事会
	10 木		第9回法人会全国女性フォーラム(香川)
	11 金	14:00	新設法人説明会
	14 月	14:00	決算期別説明会(3.4.5月)
	14 月	15:00	女性部会・通常総会 (or 4/23)
	14 月	17:00	女性部会・懇談会 (or 4/23)
	15 火	16:30	青年部会・第11回定時総会
	15 火	17:15	青年部会・懇談会(情報交換会)
	16 水	16:00	青連協 定時総会
	17 木	11:00	女連協 定時総会
	21 月	10:00	帳簿監査
	22 火	14:00	正副会長会議
	22 火	15:15	常任理事会
	23 水	15:00	女性部会・通常総会 (or 4/14)
	23 水	17:00	女性部会・懇談会 (or 4/14)
	24 木	14:00	総務委員会
	25 金	12:00	県連・理事会
5月	8 木	14:00	理事会
	14 水	13:30	通常総会リハーサル
	23 金	14:00	第38回(公益法人第2回)通常総会
	23 金	17:15	第38回(公益法人第2回)通常総会懇談会
	27 火	14:00	広報委員会兼会報編集会議(第1回)

## 新会員紹介|平成25年10月~12月

(有)リアライズ	豊田市栄町	豊田中	(有)鈴木牛乳販売店	豊田市小原町	小原
(有)則竹工業	豊田市朝日町	豊田中	コウセイ自動車販売(有)	みよし市三好町	みよし
愛豊金型工業(株)	豊田市百々町	高橋松平	クロガネテクノ(株)	みよし市筋生町	みよし
(有)原口組	豊田市久岡町	七州	(株)SHIN-WA	みよし市黒笠	みよし
あいちペット(協)	豊田市司町	七州	(有)カープラザワタナベ	みよし市明知町	みよし
東海クラフト(有)	豊田市渡刈町	上郷	鎌倉商事(株)	みよし市福田町	みよし
(一社)ミニッツ	豊田市月原町	足助	光工房(株)	みよし市打越町	みよし

キリトリ

公益社団法人  
豊田法人会 宛

## 登記事項等異動連絡票

平成 年 月 日

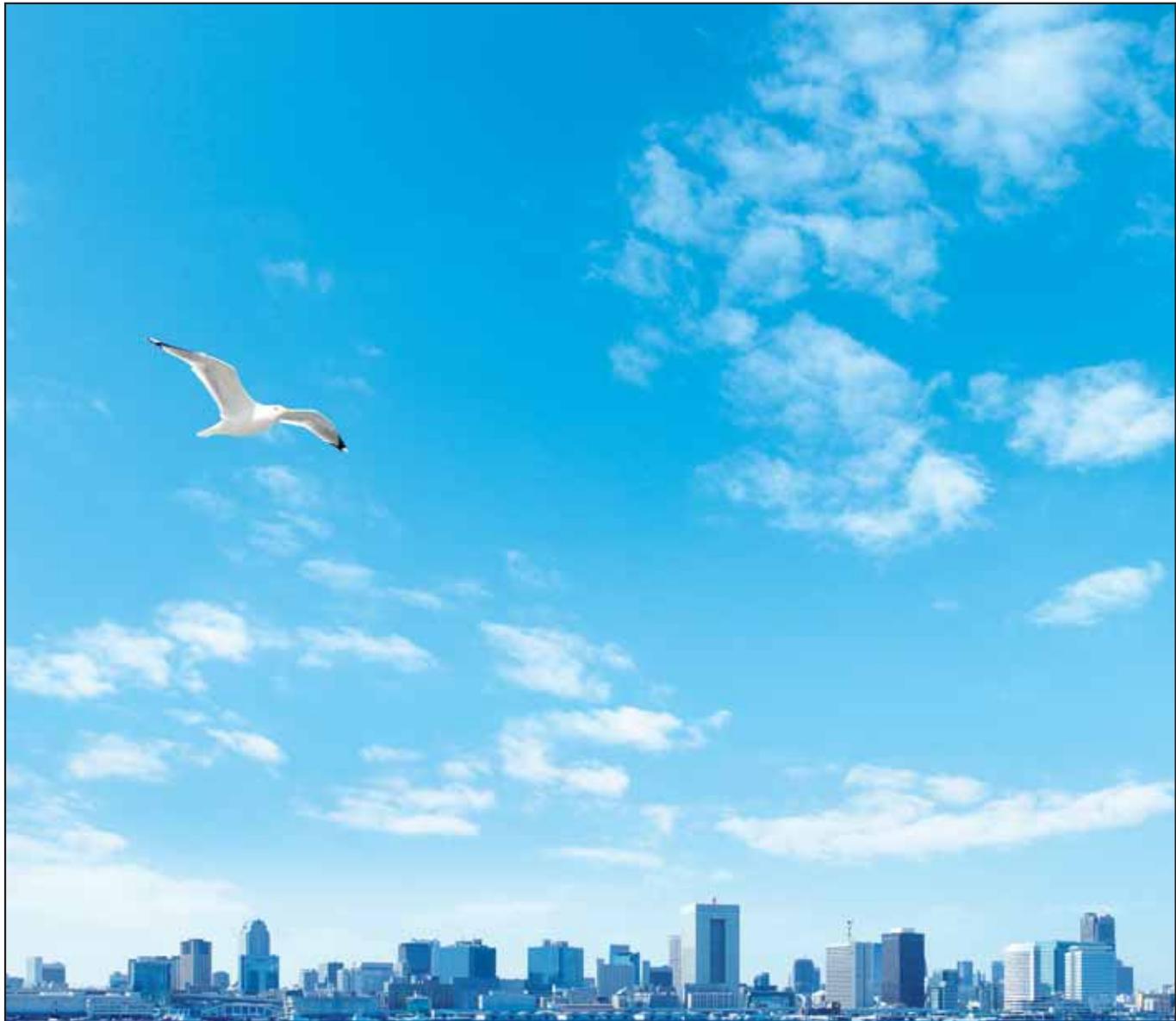
会員名	異動日	平成 年 月 日
異動事項	変更前	変更後
所在地	〒 一	〒 一
フリガナ 法人名		
フリガナ 代表名		
電話番号		
FAX No.		
資本金	万円	万円
業種目		
組織変更		
決算期	月期	月期
その他		

※該当事項をご記入のうえ、豊田法人会事務局までご連絡願います。

(公社)豊田法人会 事務局／豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所会館 4F

TEL 0565-33-1314 FAX 0565-33-6230

受付



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



三河支社 豊田営業所/豊田市小坂本町1-5-10  
(矢作豊田ビル5F) TEL 0565-34-0200



名古屋支店/愛知県名古屋市中区錦2-4-15  
(ORE錦二丁目ビル11F) TEL 052-857-2020



〒471-0034 愛知県豊田市小坂本町1丁目25番地  
(豊田商工会議所会館 4F)  
Tel : 0565-33-1314 Fax : 0565-33-6230  
E-mail main@toyotahojinkai.or.jp

発行日／平成26年2月1日

<http://www.toyotahojinkai.or.jp>